

## 明治大学比較法研究所記念講演会に向けて

比較法研究所の開設は、長年教員有志のなかで、切望されてきました。その設立に指導的役割を担ったのは、刑法の増田豊教授です。海外からの研究者の受け入れ機関がないことをいつも語っていました。さらに、明治大学の法学研究者が集まって、相互に研究成果を交換する機関がないことも、この研究所設立の大きな動機でありました。明治大学の法学研究者は、法学部だけではなく、他学部にも存在する。また、法科大学院の教員も研究者であり、所属する機関が異なる法学研究教員を糾合して、研究コモンズを作ることは、明治大学の法学研究にエネルギーを注ぐために必要なことでした。

こうした増田教授の熱意を支持して、法学研究者だけではなく、思想史や海外文学研究者をもふくめて、専任教員が参加する比較法研究所が2014年4月1日に設立されました。

研究所を設立したことによって、国内外の研究者を、客員研究員として迎えることができるようになりました。また、研究所予算を得ることで、シンポジウムを開催して、明治大学の法学研究の広がりや、アピールすることができるようになりました。このことは、今後の研究活動の活発化に大きな意味があります。

私は、今、各学部で学部をアピールする研究ブランディング事業を企画するよう、お願いしています。文科省の「研究ブランディング事業」とも関係していますが、学部にとって、なにを研究の中心にしているのかを明示することは、これから大事になってきます。それは複数あるかもしれませんが、学部の研究のいくつかのアクセントをうちだしながら、学部の輪郭線を描いていくことが必要です。

比較法研究所はこの研究ブランディングに寄与することでしょう。同時に、比較法研究所は、法の周縁領域との交流を活発化していきます。「法社会学」「法哲学」という基礎法の世界のみならず、「法と文学」という領域もあり、法とジェンダーはかなり成熟した領域です。法をとりまく豊かな領域を比較法研究所はターゲットにしています。文学や思想史の教員との共同した仕事ができれば、比較法研究所の意味は高まります。

「比較」という言葉は、私たちに様々な刺激をあたえます。昔から、文学研究に都市伝説のようなものがありました。比較文学研究者は学士院会員になれないという伝説です。これは面白いですね。学問というものは、一つの専門領域に限定して、それを生涯かけてやることである、という考えです。そうしたシリアスな考え方が学問であるということでしょう。私は全く反対の考えでした。世界の相関的なありかたを思えば、単一の領域ではない、むしろ、連続した世界のありかたにかかわることこそ、この世界の学問であると思ってきました。

「比較」は、世界の豊かな連続性に入っていくための、不可欠な方法です。

比較法研究所は、まことに、この世界のさまざまな相関のつながりに分け入るための場所です。設立提案者の一人として、この「比較」の誘惑へとみなさまを誘い入れ、学問研究のエネルギーを共有したいと思っています。明治大学比較法研究所の開設を今一度共に祝いましょう。